

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)  
第五條 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條に次の一項を加える。

- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
  - 一 賠償法第十七條の八第一項の規定により行うこととされた事務
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 第三十六條の三第一項中「第三十五條第五号」を「第三十五條第一項第五号」に改める。  
第五十八條の二を次のように改める。

(区分経理)

第五十八條の二 機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 廃炉等積立金に係る経理
- 二 第三十五條第二項の業務に係る経理

第五十九條第三項中「限り」の下に「前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)を加え、第三十五條第二号」を「第三十五條第一項第二号」に改め、同条第四項中「毎事業年度」の下に「一般勘定において」を加え、ある場合において「あるとき(第三項に規定する一般勘定にあつては)」に、「とする」を「とする」に改める。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
第七條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四百七十七條中原子力損害の賠償に関する法律附則第四條第一項の改正規定の前に次のように加える。

第十八條の二(見出しを含む。)中「中斷」を「完成猶予」に改める。  
第四百四十八條中「前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律」を「旧賠償法」に、「前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律」を「新賠償法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。))第十八條第一項に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「新賠償法」という。))第十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一百五十六條及び第一百五十七條を削り、第一百五十八條を第一百五十六條とし、第一百五十九條を第五十七條とし、第七章中同条の次に次の二條を加える。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)  
第一百五十八條 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「附則第一條ただし書に規定する改正規定による改正後の」を削る。  
第一百五十九條 削除

(政令への委任)  
第八條 附則第二條、第四條及び第六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣	安倍	晋三
法務大臣	山下	貴司
文部科学大臣	柴山	昌彦
経済産業大臣	世耕	弘成

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十一号

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十三條」を「第二十四條」に、「第二十四條―第三十六條」を「第二十五條―第三十七條」に、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第十三條中「第三十二條第一項」を「第三十三條第一項」に改める。  
第三十七條中「第三十條第二項」を「第三十七條第四項又は第三十一條第二項」に改め、同条を第三十八條とする。

第四章中第三十六條を第三十七條とし、第三十三條から第三十五條までを一条ずつ繰り下げる。  
第三十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第三十二條を第三十三條とし、第三十一條を第三十二條とする。  
第三十條第一項を次のように改める。

本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

- 一 第二十六條第一項第二号に掲げる事務(独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。)(又は同項第三号に掲げる事務(独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。)) 独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人
- 二 第二十六條第一項第四号に掲げる事務 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、第二十八條を第二十九條とする。  
第二十七條第三項中「第二十五條第一項第二号から第四号まで」を「第二十六條第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第三十一條」を「第三十二條」に、「第三十二條」を「第三十三條」に改め、同

第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、第二十八條を第二十九條とする。  
第二十七條第三項中「第二十五條第一項第二号から第四号まで」を「第二十六條第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第三十一條」を「第三十二條」に、「第三十二條」を「第三十三條」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十六条を第二十七条とする。  
 第二十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
 四 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。  
 第三章中第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

(サイバーセキュリティ協議会)

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣(次項において「本部長等」という。)は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。

2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 国の関係行政機関の長(本部長等を除く。)
- 二 地方公共団体又はその組織する団体
- 三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体
- 四 サイバー関連事業者又はその組織する団体
- 五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体
- 六 その他本部長等が必要と認める者

3 協議会は、第一項の協議を行うため必要があるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(情報処理の促進に関する法律の一部改正)
- 2 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。第四十三条第二項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)」に改める。(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)
- 3 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 経済産業大臣 世耕 弘成

水道法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十二号

水道法の一部を改正する法律

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第一章の二 広域的水道整備計画(第五条の二)」を「第二章 水道の基盤の強化(第五条の二-第五条の四)」に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章 専用水道」を「第五章 専用水道」に、「第四章の二」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第四十条」を「第三十九条の二」に、「第七章」を「第九章」に改める。  
 第一条中「を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」を「の基盤を強化する」に改める。  
 第二条の二を次のように改める。

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第五十三条第四号中「第十五条第二項」の下に「第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条第十号中「第四十条第一項」の下に「第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第二十四条の七第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者(第五十五条第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同条第三号中「第四十条第八項」の下に「(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))を加える。

第七章を第九章とする。  
 第六章中第四十条の前に次の一条を加える。

(災害その他非常の場合における連携及び協力の確保)

第三十九条の二 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。